

附属書Ⅰ 第七条1(a)に規定する分野、小分野又は事項

<p>日 本 国</p>	<p>アルゼンチン共和国</p>
<p>一 農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本の表の留保事項七に規定するものを除く。）</p> <p>二 銀行業</p> <p>三 熱供給業</p> <p>四 電気通信業及びインターネット付随サービス業</p> <p>五 医薬品製造業</p> <p>六 皮革製造業及び皮革製品製造業</p>	<p>一 化学工業生産品製造業</p> <p>二 金融業及び保険業</p> <p>一に特定する分野、小分野又は事項については、第三条1に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。</p>

-
- 七 船舶の国籍に関する事項
- 八 鉱業
- 九 石油業
- 十 警備業
- 十一 航空運輸業（空港及び空港運営サービスへの投資であつて、附属書Ⅱの日本の表の留保事項十一に規定するものを除く。）
- 十二 貨物利用運送事業
- 十三 鉄道業
- 十四 道路旅客運送業
- 十五 水運業
-

十六 上水道業

二から十まで、十三、十四及び十六に特定する分野、小分野又は事項については、第三条1に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。

附属書Ⅱ 第七条3に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条3の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって第七条3の規定に従って留保事項

に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「ISIC」とは、全経済活動の国際標準産業分類（統計文書M第四号―Rev・四、国際連合経済社会局、ニューヨーク、二千八年）をいう。

(b) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

日本国の表

二	一
分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
全ての分野 内国民待遇（第二条）	全ての分野 内国民待遇（第二条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) アルゼンチン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) アルゼンチン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。

四	三	
分野 小分野	現 行 の 措 置 概 要 関 連 す る 義 務 産 業 分 類	現 行 の 措 置 概 要
航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業	<p>最惠国待遇（第三条）</p> <p>日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p>	<p>最惠国待遇（第三条）</p> <p>日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

六	五	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
エネルギー産業 電気業 ガス業	内国民待遇（第二条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	内国民待遇（第二条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

	七
<p>産業分類 関連する義務 概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類</p> <p>概要 関連する義務</p>
<p>原子力産業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C 〇三一 海面漁業</p> <p>J S I C 〇三二 内水面漁業</p> <p>J S I C 〇四一 海面養殖業</p> <p>J S I C 〇四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連す</p>

八		
現行の措置	<p>る次の活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査 集魚</p> <p>(b) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(c) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(d) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>(e) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>	<p>情報通信業 放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
分野	産業分類	
概要	関連する義務	

十	九	
<p>概要</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p>	<p>概要</p> <p>現行の措置</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p>	<p>現行の措置</p>
<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、</p>	<p>土地取引に関する事項</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p> <p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二章</p> <p>放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第五章及び第八章</p>

	現行の措置	保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十一	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第二条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。
現行の措置		

アルゼンチン共和国の表

一	分野 小分野	全ての分野
---	-----------	-------

二	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
全ての分野 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、次の州における後発開発途上地域の開発を促進するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 カタマルカ州、ラ・リオハ州、トウクマン州、フワイ州、コリエンテス州、サルタ州、フォルモサ州、チャコ州、ミシオネス州及びサンティアゴ・デル・エステロ州	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） アルゼンチン共和国（以下この表において「アルゼンチン」という。）は、農地、大規模かつ永続的な水域若しくは湖を含む不動産又は当該水域若しくは湖に隣接する不動産及び国境の警備区域に所在する不動産の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 国家による農地の所有又は占有の保護のための制度に関する法律第二万六千七百三十七号 政令第二百七十四号（二千十二年） 法律第二万三千五百五十四号によって修正された政令第一万五千三百八十五号（千九百四十四年） 政令第三万二千五百三十号（千九百四十八年）

四	三	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	現行の措置	現行の措置
全ての分野 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、先住民、少数民族、影響を受けやすい集団又は社会的若しくは経済的に不利な立場にある集団に対して権利又は特惠を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。	

六	五	
分野 小分野	現行の措置	現行の措置
漁業及び水産養殖業並びに航行 漁業 水産養殖業 航行	現行の措置 概要 関連する義務 産業分類 鉱業及び土石採取業 原油及び天然ガスの採取 金属鉱物の採掘 I S I C 〇六一〇 原油採取業 I S I C 〇六二〇 天然ガス採取業 I S I C 〇七一〇 鉄鉱業 I S I C 〇七二一 ウラン及びトリウム鉱業 I S I C 〇七二九 その他の非鉄金属鉱業 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、原油及び天然ガスの採取並びに金属鉱物の採掘に関する措置並びに他の鉱業及び土石採取活動（金属鉱物の採掘を含む。）のための支援業務に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	現行の措置

七	
分野 小分野	<p>産業分類</p> <p>ISIC 〇三一 海洋漁業</p> <p>ISIC 〇三二 淡水漁業</p> <p>ISIC 〇三二一 海洋養殖業</p> <p>ISIC 〇三二二 淡水養殖業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>概要</p> <p>アルゼンチンは、関係する国際法に従い、アルゼンチンの内水、自国の管轄の下にある海域及び自国の大陸棚における生物資源の開発に関連して、漁業及び水産養殖業並びに関連する活動に関する措置（個人又は法人の住所、居所又は国籍についての要件に関するものを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>アルゼンチンは、自国の管轄の下にある海域における航行並びに漁業に使用される船舶の乗組員の構成及び内容（採捕された魚類、設備及び漁具）に関する規制（制裁を含む。）であつて関係する国際法の規則に反しないものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>連邦漁業制度に関する法律第二万四千九百二十二号</p>
文化産業 出版業 映画 ビデオ及びテレビジョン番組の制作 音声録音及び音楽出版業	<p>現行の措置</p>

産業分類	関連する義務	概要
番組編成及び放送業	最恵国待遇（第三条）	アルゼンチンは、文化産業に関し、国内法令に基づいて自国民に対して又は国際協定に基づいて他国の国民に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この表の規定の適用上、「文化産業」には、次のものを含む。
I S I C 五八一― 書籍出版業	内国民待遇（第二条）	(a) 書籍、雑誌、定期刊行物又は新聞（印刷された媒体又は電子媒体のいずれであるかを問わない。）の出版、流通又は販売。ただし、上記のいずれかを単に印刷し、又は植字する活動を除く。
I S I C 五八二― 住所・人名録及びメーリングリスト出版業	最恵国待遇（第三条）	(b) 既存のいずれかの様式による映画又はビデオの制作、流通、販売又は展示
I S I C 五八一― 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業	最恵国待遇（第三条）	(c) 既存のいずれかの様式による音楽の制作、流通、販売又は公衆への伝達
I S I C 五八一― その他の出版活動	最恵国待遇（第三条）	(d) 一般公衆による直接受信のために送信が行われることになる無線通信に関する活動並びにラジオ放送、テレビジョン放送、ケーブル放送及びインターネット放送に関する全ての活動
I S I C 五八二― ソフトウェア製作業	最恵国待遇（第三条）	
I S I C 六〇一― ラジオ放送業	最恵国待遇（第三条）	
I S I C 六〇二― テレビジョン番組編成・放送業	最恵国待遇（第三条）	

九	八	
分野 小分野	現行の措置	現行の措置
<p>製造業</p> <p>他に分類されない農機具製造業</p> <p>他に分類されない石油機器及びガス機器製造業</p> <p>他に分類されない医療機器製造業</p>	<p>概要</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>アルゼンチンは、原子力発電、核燃料の生産及び供給、核物質、放射性廃棄物の処理及び処分並びに放射性同位元素及び放射線発生装置に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>原子力</p> <p>原子力発電</p> <p>核燃料の生産及び供給</p> <p>核物質</p> <p>放射性廃棄物の処理及び処分</p> <p>放射性同位元素及び放射線発生装置</p>

十	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
人の健康 内国民待遇（第二条）	コンピュータ、電子製品及び光学製品製造業 電気機器製造業 他に分類されない機械及び機器製造業 I S I C 二六六〇 照射、電気医療及び電気療法装置製造業 I S I C 二七一〇 電動機、発電機、変圧器並びに配電及び制御装置製造業 I S I C 二八一― エンジン及びタービン製造業（航空機、自動車及びオートバイ用エンジンを除く。） I S I C 二八二― 農業及び林業用機械製造業 I S I C 二八二四 鉱業、採石業及び建設業用機械製造業（注） 注 この留保事項の下での I S I C 二八二四については、石油及びガス掘削用機械の製造に関連する活動に関するものである。 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、農機具、石油機器及びガス機器並びに医療機器の国内生産の促進及び奨励に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

十二	十一	
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置</p>	<p>概要 現行の措置</p>
<p>サービス貿易</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>アルゼンチンは、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において約束の対象としていない又は約束の対象としているが約束しないと記載している全ての分野及び小分野における措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>アルゼンチンは、バイオテクノロジー分野（人、植物及び動物の健康、農業バイオテクノロジー、工業的な加工等）における措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>アルゼンチンは、公衆の健康及び特に個人による医薬品へのアクセスを保護するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

現行の措置

アルゼンチンは、当該表において制限付きで約束している全ての分野及び小分野における措置を当該制限の範囲において採用し、又は維持する権利を留保する。

アルゼンチンは、サービス貿易一般協定に基づく自国の第二条の免除に係る表に含まれる分野及び小分野における措置を当該免除の範囲において採用する権利を留保する。